

柏崎市立南中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

本方針は、いじめ対策推進法及び国のいじめ防止等のための基本的な方針、新潟県いじめ等の対策に関する条例及び新潟県いじめ防止基本方針、柏崎市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進するため、「柏崎市立南中学校いじめ防止基本方針」として策定する。

いじめの防止等の対策に関する南中学校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向けて、学校はもとより社会全体で使命感をもって取り組んでいかなければならない。「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえ、未然防止、早期発見に努め、認知した場合には深刻化させないように、迅速かつ適切に対処する。

《いじめの定義》（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ類似行為の定義》（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条の2）

（上記の行為であって）当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの*をいう。

*具体的ないじめ類似行為の例）インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、被害生徒がそのことを知らずにいるような場合など。

いじめの防止等の対策に関する南中学校の基本方針

いじめの未然防止について

- 失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、互いを認め合い、高め合う生徒の育成を通して、自己有用感を高めます。
- 各種研修資料やいじめ防止学習プログラムに基づく活動やソーシャルスキルトレーニングを適宜行い、生徒の社会性を育んでいきます。
- 生徒主体の新道小学校と連携したオアシス集会（いじめ見逃しゼロスクール集会 年間2回）を開催し、他者を思いやり、規範意識を醸成します。
- 児童生徒で作上げた「メディアマナー宣言」を活用したり、情報モラル教育を充実させたり、メディアは自分を高める道具として利用させます。
- 保護者、地域、新道小学校、関係機関等との協力体制を一層強化し、人権を尊重したいじめを生まない学校づくりを推進します。

南中のスローガンである「自立・共生・みんな幸せになろう」を大切にし、「いじめをしない、許さない、命を大切にする意識の醸成」を進めます。

「分かる・できる授業」、「道德教育」、「人権教育、同和教育」、「学級づくり」、「学校行事や体験学習」、「南星会(生徒会)」等を充実させ生徒の心を耕します。

いじめの早期発見・いじめへの対処について

- オアシスアンケート（いじめ確認等 年間12回）実施、教育相談月間（年間2回）、生徒指導部会（週1回）等、情報の収集と共有に努め、いじめの早期発見・解決を図ります。
- 外見的に遊びやけんかに見える行為でも、見えないところで被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を十分に踏まえて早期発見に努めます。
- いじめ（疑いを含む）を認知したら、特定の教職員が問題を抱え込まず、学校としていじめへの対応が組織として一貫したものとなるよう、管理職が加わった校内対策組織により、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図り、保護者や関係機関とも連携して解決に向けて生徒への指導を行います。また、その記録等を適切に保存します。
- いじめを受けた生徒に対して丁寧な聞き取りを行い、「絶対に守り抜く」という姿勢を示しながら心のケアを行います。また、いじめを行った生徒の問題に寄り添い解決を図ります。

重大事態への対応について

- 重大事態が発生した場合は、速やかにその概要を市教育委員会に報告します。
- 重大事態に係る事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に調査し、明確にする基本調査を行い、その結果を市教育委員会に報告し、指導を受けながら必要な対応を行います。

